

公益社団法人福岡中部法人会 女性部会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 公益社団法人福岡中部法人会女性部会（以下、本部会という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 本部会の事務局は、公益社団法人福岡中部法人会内におき、その事務の一切は福岡中部法人会事務局に委ねる。

(目 的)

第 3 条 本部会は、福岡中部法人会の基本理念に立脚し、部会員の教養の向上をはかるとともに会員相互の啓発と親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 2 章 部 会 員

(部会員)

第 5 条 本部会は、次の部会員をもって組織する。
福岡中部法人会の会員の事業所に勤務する役員又は管理職で本部会の目的及び事業に賛同するもの。

(人 会)

第 6 条 本部会に入会を希望する者は、入会申込書を部会長に提出し、任意に入会することができる。

(退会及び除名)

第 7 条 部会員は、部会長に届け出て退会することができる。

2 第 5 条に定める本部会員としての資格をそう失したときは、本部会の会員たる資格を失う。

3 次の(1)及び(2)に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

(1) 本部会の名誉をき損したとき、又は目的に反する行為があったとき。

(2) 本部会員としての義務に違反したとき。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本部会に、次の役員をおく。但し、75 歳以下の会員をもって構成する。

(1) 理 事 5 名以上 10 名以内

(2) 監 事 2 名

2 理事のうち、1 名を部会長、2 名を副部会長とする。

(役員を選任及び任期)

第 9 条 理事および監事は、総会において部会員のうちからこれを選任する。

2 部会長、副部会長は理事の互選によりこれを選任し、福岡中部法人会会長の承認を得る。

3 部会長、副部会長、監事の任期は、就任後第 2 回目の総会終了時に終わる。

但し、再任を妨げない。

4 前号により、再任される場合であっても、同一の役職の再任については、3 期(6 年)

(最初の就任から通算して 4 期 8 年) を限度とする。

(役員の仕事)

第 10 条 部会長は、本部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い本部会の運営を協議執行する。

4 監事は、本部会の業務及び会計を監査する。

(顧問参与)

第 11 条 本部会は、必要に応じて役員のおすすめにより、顧問及び参与若干名を置くことができる。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 12 条 会議は、総会、役員会とする。

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年 1 回年度終了後に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(会議の招集)

愛 14 条 部会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第 15 条 総会においては、別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 決算及び事業報告
- (2) 収支予算及び事業計画
- (3) 会則の変更
- (4) その他本部会の運営に関する重要な事項

(役員会の決議事項)

第 16 条 役員会においては、別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、会務の執行に関する事項

(事業年度)

第 17 条 本部会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(会費及び経費)

第 18 条 部会員は、年 5,000 円の会費を納入するものとする。

本部会の経費は、年会費、福岡中部法人会の助成金、その他の雑収入をもってこれを賄う。事務運営上必要あるときは、臨時会費を徴収できる。

(慶 弔)

第 19 条 会員が死亡したときは、弔電及び香典（一万円）を贈る。

2 会員が結婚したときは、祝電を贈る。

3 第 1 項、第 2 項に定めるほか、特に必要と認めたときは、正副部会長が協議し決定する。

4 部会員は第 1 項、第 2 項に該当するときは、ただちに事務局に届け出るものとする。

(雑 則)

第 20 条 本会則に定めのない事項については、福岡中部法人会の定款を準用する。

(付 則)

第 21 条 本会則は、昭和 58 年 11 月 18 日から施行する。

平成 8 年 6 月 4 日 一部改正、平成 9 年 6 月 2 日から適用

平成 11 年 6 月 4 日 一部改正、適用

平成 16 年 6 月 11 日 一部改正、適用

平成 21 年 6 月 9 日 一部改正、適用

平成 25 年 6 月 12 日 一部改正、適用

平成 27 年 6 月 19 日 一部改正、適用